



令和7年8月4日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局企画経理課

担当：佐藤・平賀（電話：972-4652・4654）

名古屋市結婚新生活支援事業 婚姻等を機とした新生活の住まいにかかる費用の一部を助成します！

出会いや結婚の希望をかなえる取組みの一つとして、婚姻等を機とした新生活の住まいにかかる費用の一部を助成する「結婚新生活支援事業」を今年度、新たに開始します。申請受付を本日から開始しましたので、広く周知していただきますようお願いします。

記

1 事業の概要

（１）対象世帯

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に、新たに婚姻した夫婦又はファミリーシップ宣誓をした方で次の要件を満たす方

- ア 婚姻日等における年齢が、夫婦等ともに39歳以下であること
- イ 令和6年における夫婦等の合計所得金額が500万円未満であること
- ウ 夫婦等の双方又は一方が市内の申請に係る住宅に居住していること
- エ 夫婦等ともに過去に同様の補助金を受給していないこと
- オ 夫婦等ともに1年以上市内に居住する意思があること 等

（２）助成の対象となる経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに婚姻等を機として支払った費用

- ア 住宅取得費
- イ 住宅リフォーム費
- ウ 住宅賃借費
- エ 引越費用

（３）助成額

- ア 夫婦等ともに29歳以下の世帯：60万円上限
- イ （ア）以外の世帯：30万円上限

4 申請受付期間

令和7年8月4日（月）から令和8年3月31日（火）まで

※予算上限に達した場合、上記期間内であっても受付を終了することがあります。

5 申請方法

名古屋市公式ウェブサイト事業ページにアクセスし、名古屋市電子申請サービスを利用して申請してください。

(<https://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000184509.html>)



6 お問い合わせ先（コールセンター）

●名古屋市結婚新生活支援事業問い合わせ窓口

電 話：766-5070

（平日 9:00～17:30 土日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

メール：kekkonshinseikatsu@nagoya758.jp

市公式ウェブサイト
二次元コード